

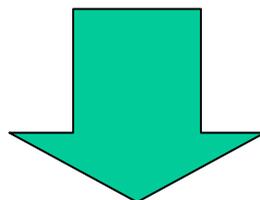
# 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」のポイント

# ・ガイドラインの目的

---

(ガイドラインの作成目的)

金融分野における個人情報取扱事業者が、個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援



(ガイドラインの内容 (2つの要素))

事業者が構すべき措置の有効かつ適切な実施を図るための

**個人情報保護法の解釈  
指針**

+

金融分野における個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、

**個人情報の取扱いにおいて特に厳格な実施が求められる事項**

## ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）の構成

目的及び定義等に関する規定

(第1条、第2条)

事業者の利用目的の特定、利用目的による制限等に関する規定

(第3条～第7条)

- ・ 利用目的の特定
- ・ 「同意」の形式
- ・ 利用目的による制限
- ・ 機微(センシティブ)情報について
- ・ 適正な取得
- ・ データ内容の正確性の確保 等

安全管理措置、従業者及び委託先の監督に関する規定

(第10条～第12条)

第三者提供の制限に関する規定

(第13条)

- ・ 本人同意の取得
- ・ 個人情報情報機関に対する提供について 等

本人からの開示、訂正、利用停止等に関する規定

(第14条～第20条)

- ・ 理由の説明
- ・ 開示等の求めに応じる手続 等

苦情処理等に関する規定

(第21条～第23条)

- ・ 漏えい等の事故への対応
- ・ 個人情報保護宣言の策定 等

## ・金融分野の個人情報特性及び利用方法に対応した格別の措置

### 【二つの「情報特性」への対応】

個人生活に係る情報が半ば強制的に事業者を取得され、利用されるという「情報の特性」への対応

- ・ センシティブ情報の取得等の原則禁止。例外的取得事由を限定的に列挙
- ・ 生体認証情報は本人同意に基づく本人確認目的の取得等に限定
- ・ 与信時の利用目的の同意取得（ダイレクトメール送付等を拒絶する権利を与える）
- ・ 個人情報保護宣言の策定・公表等

経済的価値が高く、漏えい等による不正利得のおそれ大きいという「情報の特性」への対応

- ・ 漏えい等発生時の監督当局及び顧客への通報等
- ・ 個人情報保護法適用対象外（個人データ5,000人以下）の事業者による遵守
- ・ 委任代理による開示要求に対し、必要に応じ本人直接開示等

\* 安全管理措置については、最新動向を踏まえた詳細措置を別途策定

## ・金融分野の個人情報の特徴及び利用方法に対応した格別の措置

### 【二つの「利用方法の特性」への対応】

グループ及び信用情報機関等における広範な情報共有が行われるという「情報の利用方法」への対応

- ・ 信用情報機関への情報提供に際しての本人同意取得（信用情報機関の会員企業及び安全管理措置等を本人に認識させた上で同意取得）
- ・ 信用情報機関への提供は利用目的に明示
- ・ 共同利用範囲の通知内容の厳格化
- ・ 第三者提供にあたっての本人同意は原則書面

等

顧客の継続的資産・負債の管理及び運用に利用されるという「情報の利用方法」への対応

- ・ 個人データの保有期限の設定及び期間終了後の消去
- ・ 本人からの開示、訂正等に応じない場合の根拠及び根拠となる事実の明示

等

## ・金融分野の個人情報保護に向けて金融庁が講ずる措置

---

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の策定

安全管理の求められる措置  
内容の詳細規定の策定

認定個人情報保護団体に関する措置

業法に基づく検査・監督等の対応等

その他